

○残余財産の帰属・清算事務の終了



残余財産はどこに帰属させることになりますか。また、残余財産を引き渡した後の諸手続について教えてください。



残余財産の帰属は、定款の定めるところによります。しかし、定款の定めによっても帰属先が確定しないときは、社員総会又は評議員会の決議によります。それでもなお帰属先が確定しないときは、国庫に帰属します。

残余財産引渡後は、決算報告の作成、決算報告の清算人会、社員総会又は評議員会の承認、清算終了の登記などの手続が必要です。

解説

1 残余財産の帰属

残余財産の帰属は、定款に定めるところによります（法人法239条1項）。しかし、定款の定めによっても帰属先が確定しない場合があります。例えば「当法人と類似の目的を有する法人に寄附するものとする」というように、引渡し先の範囲を定めている場合は、具体的に引渡し先の法人を確定することが必要です。その場合は社員総会又は評議員会の決議によることとなります（法人法239条2項）。以上の方法によっても引渡し先が決まらない場合があります。

例えば、定款で具体的に規定してあった相手先がすでに存在しな

○新設合併



新設合併を行う場合の一連の手続について教えてください。



新設合併を行う場合の一連の手続は次のとおりです。

- ① 新設合併契約の締結
- ② 新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等
- ③ 社員総会又は評議員会の承認
- ④ 債権者保護手続
- ⑤ 新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等
- ⑥ 合併登記
- ⑦ 合併による権利の移転の登記

解説

1 新設合併契約の締結

合併契約書には次の事項を定めなければなりません（法人法254条）。

- ① 新設合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併消滅法人」といいます。）の名称及び住所
- ② 新設合併により新設する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併設立法人」といいます。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- ③ 新設合併設立法人の定款で定める事項
- ④ 新設合併設立法人の設立に際して理事となる者の氏名

○一般社団法人設立登記申請書（理事会は設置するが、会計監査人を設置しない場合）

一般社団法人設立登記申請書（注1）

- | | | |
|------------|--------------------------------|---------|
| 1. 名 称 | 一般社団法人〇〇会 | |
| 1. 主たる事務所 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 | |
| 1. 登記の事由 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日設立の手続終了 | |
| 1. 登記すべき事項 | 別添FDのとおり（注2） | |
| 1. 登録免許税 | 金60,000円（注3） | |
| 1. 添付書類 | 定款 | 1通（注4） |
| | 設立時社員の決議書 | 1通（注5） |
| | 設立時代表理事の選定に関する書面 | 1通（注6） |
| | 設立時理事、設立時監事（注7）及び設立時代表理事の就任承諾書 | 〇通（注8） |
| | 設立時代表理事の印鑑証明書 | 〇通（注9） |
| | 委任状 | 1通（注10） |

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

一般社団法人〇〇会

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

代表理事〇〇〇〇

代理人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇 印

連絡先の電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

〇〇法務局〇〇支局・出張所御中